



3-2 下水道施設の地震対策の推進

～ 下水道施設の「防災」対策・「減災」対策を支援 ～

1. 背景

下水道は住民生活を支える重要なライフラインであり、一旦供給を開始すると機能を停止することはできません。そのため、仮に大規模な地震が発生した場合でも、それに耐える施設とすることが望まれます。

そのため、平成21年度に「下水道総合地震対策事業」が創設され、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進することとされています。

2. 「下水道総合地震対策事業」の制度概要

D I D地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性が高い地域において、「下水道総合地震対策計画」を策定し、下水道の地震対策を重点的に推進することとされています。計画策定期間は平成25年度より5年間以内で、5年後に事業効果を検証することとされています。

J Sでは、昨年度に引き続き以下のような支援を実施します。

- ①的確な耐震診断を実施し、既存施設の耐震性能を把握します。
- ②耐震診断結果を踏まえた「下水道総合地震対策計画」策定を行います。
- ③下水道システム全体の信頼性向上を図りつつ、「下水道総合地震対策計画」に基づいた施設の耐震化の実施、及び地震被害の抑制を図るための減災対策の実施を支援します。

3. 支援実績と予定

○これまでの支援実績:約 280 団体(平成 24 年度まで)

問い合わせ先

事業統括部 計画課 TEL 03-6361-7828

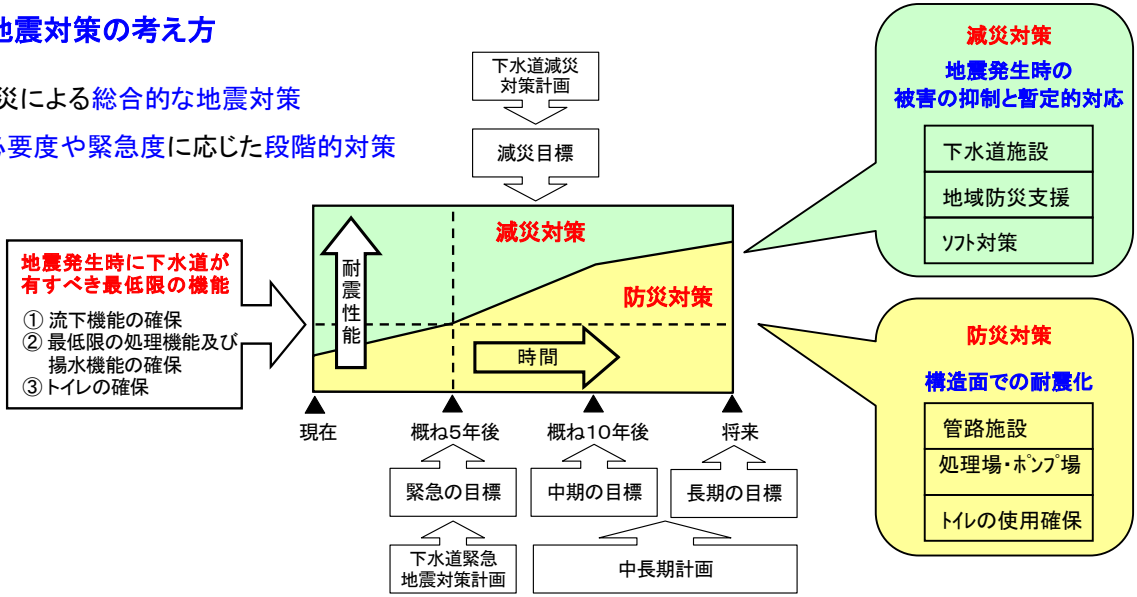
東日本設計センター計画支援課 TEL 03-3818-1449

西日本設計センター計画支援課 TEL 06-4977-2511



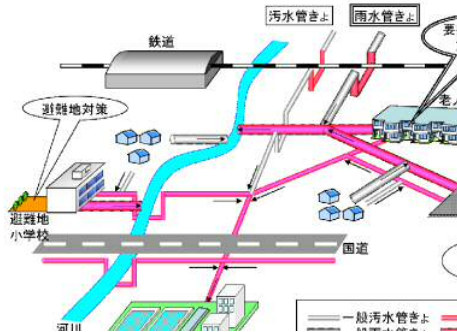
1. 下水道地震対策の考え方

- ・ 防災・減災による総合的な地震対策
- ・ 施設の必要度や緊急度に応じた段階的対策



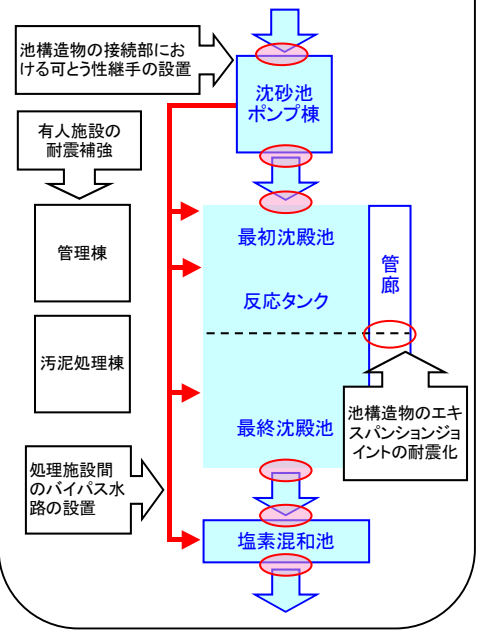
2. 下水道総合地震対策計画

- ・ 「下水道総合地震対策計画」は、DID地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性の高い地域において、下水道の地震対策を重点的に推進することを目的に策定するものです。
- ・ 計画策定期間は平成 21 年度より 5 年以内で、5 年後に事業効果について検証することとされています。



《処理場の対策例》

- ・ 最低限の処理機能、揚水機能の確保



3. 地震対策支援に対するJSの取組み

- ・ 処理場・ポンプ場における具体的な防災対策の例を以下に示します。

